千葉県環境審議会 自然環境・鳥獣合同部会

議事録

日時:平成30年8月29日(水)

午前10時から12時まで

場所:ホテルプラザ菜の花3階 菜の花

目 次

1.	開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	千葉県環境生活部次長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・3
3.	議事 (1)議事録署名人の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	(2) 議事開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4.	閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

1. 開 会

司 会: ただいまから、千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、環境生活部自然保護課副課長の古谷野と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、環境基本計画(素案)のうち、第4章第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」と第4章第4節「野生生物の保護と適正管理」に関する部分を中心に御審議いただくことになっております。

千葉県環境審議会運営規程第4条第3項では、会長が必要と認めるときは、 2以上の部会の所掌に関する案件について審議するため、2以上の部会の合同部会を設置することができるとの規定がございますので、本日はこの規定に基づき自然環境・鳥獣合同部会が設置され、御審議いただく運びとなっています。

それでは、はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

座席表

資料1 次期環境基本計画の策定経過と今後の予定

資料2 次期環境基本計画の策定について

資料3 次期千葉県環境基本計画の概要図

資料4 現環境基本計画の成果と今後の課題(平成20年度~29年度)

資料 5 次期環境基本計画素案(自然環境・鳥獣関係)について

資料6 次期環境基本計画(自然環境・鳥獣)の概要について

環境基本計画 (素案)

「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項につい て

環境審議会運営規程

千葉県行政組織条例

現行の環境基本計画、こちらについては、終了後回収させていただきます。 なお、事前に御送付した資料から、一部変更となっているものもございます ので御了承ください。

本日は、委員総数15名に対し、現時点で10名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、池邉合同部会長、桑原委員におかれましては、所要により到着が遅れております。

また、田中委員、吉田委員、石渡委員におかれましては、所用により本日は御欠席との連絡を受けております。

司 会 : 続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

羽山部会長でございます。

木下委員でございます。

梶委員でございます。

酒井委員でございます。

桝潟委員でございます。

飯沼委員でございます。

勝山委員でございます。

小茂田委員でございます。

並木委員でございます。

晝間委員でございます。

司 会 : 続きまして、県関係職員を紹介いたします。

環境生活部次長の松本でございます。

自然保護課長の井田でございます。

環境政策課副参事(兼)政策室長の中村でございます。

自然保護課副参事(兼)自然環境企画室長の板倉でございます。

司 会: 続きまして、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条 第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。

> 本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。 〇各委員異議なしの声あり

2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司 会 : 開会に当たりまして、千葉県環境生活部松本次長から御挨拶申し上げます。

松本次長: 環境生活部次長の松本でございます。委員の皆様にはお忙しいところ、千葉県環境審議会 自然環境・鳥獣合同部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の環境行政の推進に多大な御指導をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日御審議いただきます環境基本計画は、県環境基本条例に基づき 策定する計画であり、長期的な目標を定め、環境の保全に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するため策定する計画でございます。

現計画は平成20年に策定し、平成27年には、新たに生じた環境問題等を踏まえまして、一部改訂を行ったところでございますが、計画期間が平成30年度までということでございますので、本年2月に知事から環境審議会に次期「計画」について諮問させていただき、骨子案について企画政策部会から御意見を頂戴した上で、今般計画素案を取りまとめたところでございます。

現在、各部会で計画素案について御審議いただいているところでございまして、本合同部会では、自然環境の保全、野生生物の保護と適正管理に関連する部分を中心に御審議いただきたいと存じます。

県といたしましては、各部会における御審議を踏まえまして、今年度中に

は、次期「計画」を策定したいと考えておりますので、大所高所からの御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1)議事録署名人の指名

司 会: それでは、これより議題の審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、池邉合同部会長にお願いするところでございますけども、本日所要により到着が遅れるということでございますので、到着までの間、池邉合同部会長の指名をいただきましたので、羽山部会長に代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

部 会 長 : それでは御指名ですので、しばらくの間議長を務めたいと思います。

部 会 長 : これより千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。 勝山委員さんと並木委員さん、よろしくお願いいたします。

(2)議事開始

部会長: それでは、議事に入ります。

本日の議題は「千葉県環境基本計画(素案)について」となっております ので、まず、事務局から説明をお願いいたします

事務局: 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。私からは、「次

期計画策定に係るこれまでの経緯と今後の予定」と「次期環境基本計画の概要」について御説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。 それでは、これまでの策定経過と今後の予定について御説明いたします。 お手元の資料1「次期環境基本計画の策定経過と今後の予定」を御覧ください。

次期環境基本計画については、平成 30 年2月に知事から環境審議会に諮問され、環境審議会から企画政策部会に付議されました。企画政策部会では、これまで3月 26 日に骨子案、7月 25 日に計画素案を御審議いただきました。

今回御審議いただく計画素案につきましては、企画政策部会だけではなく、他の部会からも広く御意見を伺い、次の計画案に反映させてまいりたいと考えておりまして、この度、「大気環境・水環境合同部会」「自然環境・鳥獣合同部会」「廃棄物・リサイクル部会」の3部会を開催する運びとなりました。

つきまして、3部会を開催する趣旨は、委員の皆様の御意見を伺い、計画 に反映させることでありまして、企画政策部会のように付議されておりませ んので、審議会へ報告し決議を求めるものではございません。

自然環境・鳥獣合同部会におきましては、先ほど松本次長から御挨拶申し上げたとおり、自然環境の保全、野生生物の保護と適正管理などに関連する部分を中心に御意見を賜りたいと考えております。

各部会からいただいた御意見につきましては、次の企画政策部会に報告するとともに、御意見を踏まえ、計画案の検討を進めてまいりたいと思っております。

今後の予定ですが、11月頃に第3回の企画政策部会を開催し、計画案を御審議いただくとともに、パブリックコメントを実施してまいります。また、平成31年2月頃の第4回企画政策部会で、計画について御了承いただき、環境審議会からの答申を経て、3月を目途に計画を決定したいと考えております。

次に、資料2「次期環境基本計画の策定について」を御覧ください。 上段「環境基本計画について」のところで、計画の位置付けですが、環境 基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 千葉県環境基本条例により策定が義務付けられ、本県の環境保全に関する最も基本となる計画となっております。

これまでの策定経緯ですが、1996年に第1次計画を策定し、第1次計画の計画期間の途中ではありましたが、2008年に第2次計画を策定しました。第2次計画につきましては、2015年に東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応を追加するなど、一部改訂を行っております。今回、御審議いただく次期計画は、第3次の計画であり、森田県政になってから初めての全面改訂となります。

次に、資料の右側、「次期環境基本計画のポイント」について御説明いたします。

まず、「1 施策展開の基本的な考え方」についてですが、これにつきましては企画政策部会の倉阪部会長から「国の第五次環境基本計画は、技術、経済、国土ストックなどの横断的な枠組を各分野の施策の前に出していることから、県の計画にも盛り込むべきである」との御意見に基づき、計画素案の段階で新たに追加したものでございます。

左側の「国の状況」の「第五次環境基本計画」のところを御覧ください。 国の第五次環境基本計画は、今年の4月に閣議決定され、SDGsの考え方である「複数の課題を統合的に解決すること」を活用し、環境政策の展開により経済・社会的課題を同時解決していくことを打ち出しております。

そこで、県の計画におきましても「課題が複雑に絡み合っている状況では、 特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、分野横断的に施策を展開 することが重要である」との認識を示した上で、「経済」「地域づくり」「暮ら し」「人づくり」に関する4つのテーマを設定し、分野横断的に施策を展開す ることで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指す」ことを盛り込みま した。

次に、2の「現環境基本計画における課題を踏まえた対応」についてですが、「地球温暖化対策」、「循環型社会の構築」、「自然環境や生活環境の保全」など、これまでの各分野における取組を引き続き進めていくとともに、課題

を踏まえ、取組の見直しや拡充を行います。

特に、「野生生物の保護と適正管理」につきましては、昨年 10 月に策定した総合計画と同様に、政策分野に格上げし、有害鳥獣や特定外来生物への対策を強化してまいります。

次に3の「新たな環境問題への対応」ですが、1つ目としまして、今年の3月に「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」が策定されたことから、新たに、気候変動に伴う影響への適応策についても地球温暖化対策に盛り込み、各施策で気候変動への影響に備えてまいります。

2つ目としまして、県内における再生土等を利用した土地の埋立ての一部 に、不適切な処理がなされている事例があり、県では再生土に関する条例の 制定に向けて検討しております。そのため、新規項目として、「再生土への 対策の推進」を設け、再生土等の適正利用を一層推進してまいります。

3つ目としまして、今年の3月に「千葉県災害廃棄物処理計画」が策定されたことから、新規項目として「災害時等における環境問題への対応」を設け、災害廃棄物対策など、大規模災害時等における環境問題への対応を整理いたしました。

最後に、4の「環境と経済の好循環の創出」ですが、先ほど御説明しました「環境、経済、社会的課題の同時解決を目指す」という考え方に基づき、環境と経済を一体的に捉え、環境と経済を同時に向上させていくことが重要であるとの認識の下、環境保全に貢献する産業の振興を図ることなどにより、環境と経済の好循環の創出を目指してまいります。

次に、資料3「次期環境基本計画の概要図」を御覧ください。

第1章「計画の基本的事項」の計画期間ですが、現行の環境基本計画では 11年間としていることから、次期計画では 2019年度から 2028年度までの 10年間としております。また、計画期間の途中でも必要に応じて計画を見直すこととしております。

次に、第2章「計画の目標」の「環境問題等に対する基本認識」ですが、 1の「持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決」を始め、 各分野の基本認識をここで示しております。 次に、「目指す将来の姿」ですが、現計画の基本目標であります「ずっと 豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次 の世代に伝えていく」というものに加え、キャッチコピー的な表現とし て、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」を新たに記載し、位 置付けを「目指す将来の姿」に変更してございます。

次に、「基本目標」ですが、『目指す将来の姿』の実現に向け、5つの基本目標を設定いたしました。「1 地球温暖化対策の推進」から「5 安全で安心な生活環境の保全」の5つで、それぞれ第4章「施策の展開方向」の政策1から政策5までに対応したものとなってございます。

次に、真ん中に記載しております第4章「施策の展開方向」の前に、先ほど御説明しました「施策展開の基本的な考え方」を第3章として新設いたしました。

分野を横断する4つのテーマとして、「環境と経済の好循環の創出」「環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり」「健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現」「持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり」を設定し、右側の第4章の6つの政策と22の施策に横ぐしを刺すようなイメージで、分野横断的に施策を展開することで、「環境・経済・社会的課題の同時解決」を目指すこととしております。

次に、第4章「施策の展開方向」をご覧ください。施策の体系としましては、6つの政策と 22 の施策にまとめております。政策1から政策5までが各分野の施策で、その下に書いております政策6は、各分野の基盤となるもの、各分野にまたがる横断的な施策をまとめたものとなっております。

まず、政策分野についてですが、基本的には現行の環境基本計画と同じですが、政策4「野生生物の保護と適正管理」につきまして、先ほど御説明した理由により、政策3「豊かな自然環境の保全と自然との共生」から独立させ、政策分野に格上げしております。

次に、施策項目についてですが、「政策 1 地球温暖化対策の推進」のところをご覧ください。現行の計画では「温室効果ガスの排出量削減」という項目の中で、「再生可能エネルギー」と「省エネルギー」の取組を進めています

が、次期計画では、県の個別計画であります「地球温暖化対策実行計画」に合わせ、「再生可能エネルギー等の活用」と「省エネルギーの促進」の2つの項目に分けることとしました。また、新規の項目として、4番目に「気候変動への適応」を設定しております。

次に、「政策 2 循環型社会の構築」についてですが、1番目の「3 Rの推進」に県の個別計画である「廃棄物処理計画」に合わせ、「バイオマス利活用の推進」を統合してございます。また、新規の項目として、4番目に「再生土への対策の推進」を設定いたしました。

次に、「政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生」についてですが、 先ほど御説明しましたとおり「政策4 野生生物の保護と適正管理」を独立 させたため、施策は「自然公園等のより優れた自然環境の保全と活用」と「地 域の特性に応じた環境の保全」の2つとなっております。

次に、「政策 5 安全で安心な生活環境の保全」についてですが、施策項目の順番、名称等の変更はありますが、基本的には現行計画と同じ構成になっております。

最後に、「政策 6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」についてですが、3番目に「環境と経済の好循環の創出」、4番目に「災害時等における環境問題への対応」を新設しております。

最後に、第5章「計画の推進」ですが、「計画の推進体制」を示すとともに、「各主体に求められる役割」においては、「県民」「事業者」「市町村」ごとに期待される基本的な役割と各主体に求められる具体的な取組例を示してございます。

「計画の進行管理」では、各種施策の進捗状況を把握し評価するため、計画の進捗を示す指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度進行管理を行うことを記載しております。

なお、指標につきましては、「計画素案」ではまだ掲載しておらず、次の「計画案」の段階でお示する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

事務局: 自然保護課の井田でございます。

続きまして、自然保護課より資料4~6について 御説明いたします。恐れ 入りますが着座にて御説明させいただきます

資料4「現環境基本計画の成果と今後の課題(平成20年度~29年度)」を ご覧ください。こちらは、現環境基本計画の成果と今後の課題についてまと めた資料となっております。

まず、「1 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開」につきましては、 生物多様性センターが中心となって普及啓発等の取組を推進いたしました。

また、県民参加によるモニタリング事業の報告件数は目標件数を超えまして、一定の啓発効果が得られたものと考えております。一方、市町村による 生物多様性地域戦略の策定は限定的であり、情報提供、人的支援等の取組を 推進する必要がございます。

次に、「2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用」につきましては、自然公園施設等の保全を実施してきたところでございます。

また、自然公園ビジターセンター等の利用者数は、東日本大震災の影響などによる減少から持ち直しつつありますが、目標値には達しておらず施設の見直しやイベントの開催などにより利用者数の改善を進めていく必要があると考えております。

続きまして、「3 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生」につきましては、森林経営計画推進事業の実施や、県有林における森林整備等を通じて適切な森林管理・整備を実施したところでございますが、森林資源は、木材価格の低下傾向により所有者の経営意欲が低迷しており、担い手の育成強化、小規模な民有林の整備が課題となっております。

また、印旛沼・手賀沼につきましては、「湖沼水質保全計画」の着実な推進を図り、各種計画に基づく水環境の保全に取り組んできたところでございますが、環境基準を達成しておらず、より一層の水質改善が必要です。

「4 都市における緑と水辺のネットワークづくり」につきましては、県立都市公園の整備や、緑化協定締結により、緑の空間の創造を図るとともに、都市緑化の普及・啓発、農業体験施設や直売所等の利用促進を通じた意識の

高揚を図りました。都市公園の整備を推進する必要がございますが、既存施設の維持補修を優先させており、新規整備が財政的に難しい状況でございます。

また、千葉県河川海岸アダプトプログラムによる草刈等の河川美化活動を 行ってきたところですが、参加団体の一部には、構成員の高齢化が進みまして、活動の継続を断念してしまう団体が出てきております。

「5 野生生物の保護と管理」につきましては、平成29年3月に第12次鳥獣保護管理計画を策定しまして、野生鳥獣の保護と管理に関する総合的な対策を推進するとともに、同年3月に第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)を策定しまして、計画的な防護及び捕獲並びに生息環境管理を実施しました。また、特定外来生物防除実施計画に基づきまして、カミツキガメ、アカゲザル、キョン及びアライグマの防除を実施してきたところです。依然としてこれらの生息域は拡大している状況でございます。そのため、より一層効率的に被害対策を進めるため、行政や関係団体、及

で地域住民が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら防護、捕獲、 生息環境管理による総合的な対策を行い、農業被害等を減少させる必要がご ざいます。

また、より効果的な捕獲方法の開発などの取組や新たな外来生物を作らないため、飼育個体の逸走、放出が行われない様、普及啓発等を行うことも必要であると考えております。

続きまして、資料5「次期環境基本計画素案(自然環境・鳥獣関係)について」を御覧いただきたいと思います。次期計画のポイントについて、御説明させていただきます。

上段の表は、構成についての新旧比較となってございます。

2の次期計画のポイントについては、先ほど御説明いたしましたが、第4 節として特定外来生物対策や有害鳥獣対策を強化しました。

特に、先月成田空港でもヒアリが発見されましたが、今後、ますます人や モノの移動はグローバル化が進みまして、新たな特定外来生物等の増加が見 込まれることから、「特定外来生物の早期防除」を追加いたしました。 また、有害鳥獣については、対策を強化することとし、生息数の増加に伴い農業被害等も拡大していることから、「有害鳥獣対策の総合的推進」、「県による捕獲の実施」、「有害鳥獣の捕獲の担い手となる人材の確保・育成」を追加いたしました。

次に、2つ目としまして、森林、農地、湖沼、沿岸域や都市における緑と水辺に関する部分について、現計画において第2章第3節「森林、農地、湖沼、沿岸域の環境の保全と再生」と第4節「都市における緑と水辺のネットワークづくり」としておりましたが、次期計画においては第3節2「地域の特性に応じた環境の保全」として整理いたしました。

最後に資料6「次期環境基本計画素案(自然環境・鳥獣)の概要」をご覧いただきたいと思います。この資料につきましては本日御審議いただきます、次期環境基本計画(素案)の第4章第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」と第4節「野生生物の保護と適正管理」の内容をまとめたものでございます。

まず、左上の基本認識をご覧いただきたいと思います。次期環境基本計画素案の策定に当たりましては、豊かで美しい千葉の自然を未来に引き継いでいくため、「自然環境を保全」、「自然と共生」を基本理念としています。

また、自然環境を取り巻く現状といたしまして、ポイントのところで先ほど御説明いたしましたが、特に外来生物の侵入や、有害鳥獣の増加が大きな課題でございます。

この要因としまして、飼育動物の放棄や耕作地の放棄、有害鳥獣の捕獲の 担い手の減少などの社会環境の変化が挙げられます。

続きまして、右上の基本目標をご覧ください。第3節及び第4節それぞれ に、計画の実現に向けて、基本目標を設定しております。

また、本計画では、この基本目標の達成に向けまして、施策項目ごとに「目指す環境の姿」を示すことといたしました。

「目指す環境の姿」については、資料の中段にあります「施策の展開方向」 に記載のとおりでございます。 この「基本目標」、「目指す環境の姿」については、先月行われました企画 政策部会の中で表現を見直せないかとの御指摘をいただき現在調整中であ ることから、個別の説明につきましては割愛させていただきますが、本日の 御審議も踏まえて、検討してまいりたいと考えてございます。

次に具体の取組について、御説明いたします。施策の展開方向の下段「3 主な取組」をご覧ください。第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」 では、自然公園等による優れた自然環境の保全と活用と地域の特性に応じた 環境の保全の2つの項目を設定しております。

まず、「1自然公園等による優れた自然環境の保全と活用」の現況と課題にありますように、本県には、2つの国定公園と8つの県立自然公園、28か所の自然環境保全地域などがありますが、これについては人為的な影響により失われることのないよう適切に保全していく必要があると考えております。

主な取組といたしましては、自然公園等による優れた自然環境の保全として、社会状況等の変化を踏まえた自然公園計画の見直しや新たな保全地域の指定に向けた調査を行ってまいります。また、自然公園等を活用した自然とのふれあいを推進するため、自然公園施設や自然歩道の整備による利用促進を考えてございます。

続きまして、「2地域の特性に応じた環境の保全」の現況と課題を御覧ください。本県の自然環境は多様性に富んでおり、里山・里海として、人々の暮らしを支えてきました。また、都市地域では身近な緑地や水辺空間が限られる状況になっておりますが、こうした都市空間においても、公園などによって貴重な緑の空間が確保されており、人々の暮らしに潤いを与えております。このように地形や土地利用によって地域ごとの自然環境は多様なため、森林、農地、湖沼・沿岸域、都市環境、それぞれの特性に応じた現在の自然環境を維持していく必要があると考えております。

主な取組といたしましては、森林の保全として、間伐や里山活動の支援により適切な森林管理・整備の推進をするとともに、森林整備の担い手の育成をしてまいります。

また、「木育」の推進や、森林資源の利用の促進として、間伐材などの木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進してまいります。

農地農村の保全と活用としまして、農業の担い手の育成や農地の利用集積を進め、耕作放棄地の解消・発生防止に努めます。また、本県農業の生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため「環境にやさしい農業」の推進を図ります。さらに、農業施設が有する生物多様性保全機能などに配慮した農業用水路などの整備を推進し、農村の多面的機能を活用いたします。湖沼の保全といたしまして、「湖沼水質保全計画」を着実に推進し、多様な

主体との連携による印旛沼・手賀沼の水循環の再生に取り組みます。

沿岸域の保全といたしまして、豊かな漁場の形成のために、魚礁の計画的設置やアオサの除去を行います。漁場環境の変化への的確な対応のため、藻場・干潟を維持する取組への支援を行ってまいります。全国有数の砂浜である九十九里浜を保全するため、養浜や松林の再生・保全を図ってまいります。都市における緑の空間として、県や市による都市公園の整備を図ります。また、緑地の保全や緑化の推進を図るため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援し、さらに、市町村と連携しながら、特別緑地保全地区等を指定してまいります。

水辺空間の整備といたしまして、河川が本来有している生物の生息環境等の保全・創出のため、多自然川づくりを実施するとともに、美化意識の啓発のため、河川愛護意識の醸成や河川の美化の推進を行います。

第4節「野生生物の保護と適正管理」でございますが、生態系の保全と希 少野生生物の保護・回復、特定外来生物の早期防除、有害鳥獣対策の強化の 3つの項目を設定してございます。

まず、「1生態系の保全と希少野生生物の保護・回復」の現況と課題につきましては、長い年月を経て生まれました本県固有の生態系を有しておりますが、環境の変化等により、レッドデータブック掲載の保護上重要な野生生物の種類数が増加してございます。

主な取組といたしましては、生物多様性と生態系の保全として、野生生物 のモニタリングと評価を行いレッドデータブックなどの改訂を定期的に実 施いたします。

ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツといった希少野生生物の保護・回復に取り組みます。多様な主体による保全活動の推進のため、市町村の生物多様性地域戦略策定の支援をします。また、生物多様性に関する普及啓発を行ってまいります。

鳥獣保護意識の醸成といたしまして、鳥獣保護区の指定を行い多様な鳥獣 の生息環境を保全します。

また、傷病鳥獣の救護のため、野鳥病院などの傷病鳥獣の保護体制の整備に努めます。

さらに、鳥獣保護に関する普及啓発を行ってまいります。

続きまして、「2特定外来生物の早期防除」の現況と課題につきましては、 外来生物が増加しており、特定外来生物等の侵入防止や侵入後の早期防除対 策、より効果的な防除体制の構築が必要であると考えております。

主な取組といたしましては、外来生物の侵入防止と普及啓発として、外来 生物のモニタリングを行うとともに、特定外来生物の防除体制の整備を図り ます。

ヒアリなどの新たな特定外来生物などの侵入への対応といたしまして、国などと連携しながら、初期段階の水際対策を実施いたします。また、外来種被害予防三原則を始めとして、外来生物に関する普及啓発をあらゆる機会を通じて行ってまいります。

特定外来生物の防除として、本県で特に問題となってございます、特定外来生物アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメの防除を実施してまいります。

最後に、「3有害鳥獣対策の強化」の現況と課題につきましては、有害鳥獣による農作物等の被害が深刻であり、また、狩猟免許所持者の高齢化が進んでいることが課題となっております。

主な取組項目といたしまして、有害鳥獣対策の総合的推進として、野生鳥 獣対策本部による防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の4つのプロジェク トを推進してまいります。 野生鳥獣の適正管理といたしまして、生息状況調査の実施や県や市町村等による指定管理鳥獣等の捕獲の実施、防護柵の設置を支援いたします。

捕獲の担い手となる人材の確保・育成といたしまして、狩猟免許取得の推 進や有害鳥獣捕獲員研修を開催いたします。

また、鳥獣被害対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を 促進してまいります。

続きまして、「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項についての資料を御説明させていただきたいと思います。本日の合同部会を開催するに当たりまして、事前に委員の皆様から確認したい事項等についてお寄せいただきましたので、回答をまとめさせていただきました。まず、確認①でございます。こちらは第3節と第4節全体へのご質問として、両節は一体的に取り組む内容ですが、統合的方針という意味では後退しているように見え、事務局の見解を伺いたい、との御質問でございます。

こちらにつきましては、県の上位計画である総合計画に合わせまして「野生生物の保護と適正管理」を格上げしたことにより二つに分かれた構成となっておりますが、御指摘いただいているとおり、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」と「野生生物の保護と適正管理」は密接な関係がございます。引き続き一体的に取り組んでまいります。

続きまして確認②について、第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」の【現況と課題】について、課題の記述がなく、問題点は無いとの認識なのかとの御質問でございます。

第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」では、問題点が無いという認識では無く、自然環境を保全することが大きな課題でございまして、現 況を主に記載してございます。

続きまして確認③でございます。自然公園の指定状況や公園計画の見直し とはどのようなことを想定しているか。また、現行の環境基本計画での達成 状況等を併せて教えて欲しいとの御質問でございます。

「指定状況や公園計画の見直し」とは具体的に、公園区域の現況調査や自

然環境保全地域等変遷調査を実施し、その結果により公園区域の境界に接して既に市街化が著しく進行している、または、比較的良好な自然環境が残されている地域があるなどの判断を行い、区域からの削除、編入などを検討し、計画の見直しを行うことでございます。

現計画での目標の達成状況・検討状況についてでございますが、指定状況 につきましては、地域数、面積ともに維持され、達成されてございます。

達成に向けた検討状況につきましては、自然公園については「県立笠森鶴舞自然公園」など3地域における現況調査を実施しまして、また、自然環境保全地域などにつきましては、毎年1地域の変遷調査を実施し、指定地域の現状を確認したところでございます。

直近では、平成 25 年度に自然公園において希少種の生息地保全のために 普通地域 1h a を第 1 種特別地域へ変更し、規制を強化いたしました。

続きまして確認④でございます。こちらはお二方の委員からいただいた御質問をまとめたものとなっておりますが、生態系のうち森林のみを具体的に記載する理由と、具体的な自然環境保全地域等の指定対象や調査対象、また、「天然林」についての御質問でございます。

千葉県の自然環境保全地域の特徴として、指定されている9地域のうち7地域が、すぐれた天然林が相当部分占めるものとして指定しており、指定要件の代表的なものとして例示したものでございます。

新規や拡張の指定検討案件がありますが、一部地権者の反対などにより困難な状況となってございます。

また、「天然林」については、人為的な植栽を起源としない森林でございます。

確認⑤について、34ページ28行目の目指す環境の姿の中で、「都市環境の形成と保全が良好に図られ、多くの人がこれらを積極的に活用し」とはどのような活用を想定しているのかとの御質問でございます。

都市環境につきましては、例えば都市公園や、壁面緑化等による都市環境における緑の保全・創出によって、地域住民などがレクリエーションの空間や豊かな地域づくりに資する交流の空間として積極的に活用し、緑とふれあ

うことを想定しております。

確認⑥につきまして、「森林療法」とは、どのようなことを指しているかと の御質問でございますが、森林の中でレクリエーション、作業活動、休養、 カウンセリングなどを行いまして、リハビリテーション効果などを得ること を考えてございます。

続きまして確認⑦、「森林等の連続性の確保をはじめとした、ネットワークの構築を進めます」とありますが、どのような想定をしているかとの御質問です。自然公園などの保全地域、県民、市町村の森、都市公園、保安林等を核として、その自然環境の保全を図りながら、緑地の創出等によりこれらをコリドーでつないでいく事を想定しております。

続きまして確認®につきまして、外来種対策等に関する仕組みづくりについて検討しますとあるが、いまだに仕組みづくりの検討段階であるのかとの御質問でございますが、3種類の希少種の保護回復事業と4種類の特定外来生物の防除に取り組んでおりまして、いずれも一定の成果が得られているところでございますが、モデル事業として完結したとまでは言えず、より良い仕組みについて検討してまいります。

その他、3ページ以降につきましては、いただいた御意見を整理させていただきました。本日の御審議の内容と併せまして、今後予定しております計画案に反映させていきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で自然保護課の御説明を終わります。

最後になりますが、本日は、環境基本計画の素案に対して、各委員の皆様には、こういう考えを入れてはどうか、この表現は再検討した方がいいのではないかなど、御意見を頂戴したいと考えております。

より良い基本計画が策定できるよう、御審議の程どうぞよろしくお願いい たします。以上でございます。

部 会 長 : ありがとうございます。

池邉合同部会長が到着されましたので、以降の議事進行につきましては、 池邉合同部会長に引き継がせていただきます。よろしくお願いします。 合同部会長: 改めまして本日、本部の方で緊急事態の発生がございまして、遅れまして 大変申し訳ございませんでした。

ただいま事務局の方から御説明がありましたように、今回の現環境基本計画の成果と今後の課題、また事前にお届けした資料についての確認事項、また、意見については御意見として賜りますとの回答でございますが、御質問、御意見賜りたいと思います。事前に確認事項という形で伺ったものについては、事務局よりの回答の意図が違うとか、あるいはこれでは不十分だということも含めて御意見賜りたいと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

酒井委員: 確認事項の一番冒頭のところは私の意見で、事務局よりの回答は引き続き 一体的に取組んでまいりますということなので、是非よろしくお願いします というところですが、この基本計画の体裁の上もそのようになっているべき と思います。相互参照する形でその書類が作成されているというやり方でも いいと思いますけれども、例えば端的一番分かりやすいところ「生物多様性 ちば県戦略」という素晴らしい戦略は、全国の生物多様性地域戦略に先駆け て千葉県が作成されて、内容的にも大変充実した素晴らしい施策があって、 それが今回の計画では、第4節の中で扱われていて、第3節には全く出てこ ないのですけれども、その生物多様性地域戦略は、単に野生動植物のその保 護、保全を目的としたものではなくて、もう少し地域の社会とか経済、文化 も含めた総合的にまさに今のコンセプトに沿ったものです。生物多様性地域 戦略のほうの性格も少しずつ変わってきていて、現在環境省も、今言ったよ うな地域社会の魅力的な発展と一体的に取り組むものであるということを強 調しているところでもありますし、そうなってくるとますます第3節と内容 もかかってくるところであると思います。どういうふうに具体的にそれを解 決していったらいいのかは色々と知恵を絞らなくてはなりませんが、今、一 つ私の注目するところとして生物多様性戦略の扱いはポイントになると思い

合同部会長: ありがとうございます。こちらの面につきましては、昨今では、SDGs

ました。

の取組が進められておりますし、従来のいわゆる生物多様性という部分より も、より社会性を持った取組として入ってきていると思いますけれども、今 の酒井委員の御意見に対して事務局はいかがでございますか。

事務局: 一体的に取り組んでいく、ということで全く気持ちは同じでございますので、酒井委員からご提案いただきました相互参照というような手法も含めて、書きぶりについては検討させていただきたいと思います。

飯 沼 委 員 : 県の観光物産協会の会長をしています。環境については非常に素晴らしい ものだと思いますけれども、そこが私有林になっているというのがほとんど ではないかと思います。今、問題になっているのは、相続するのにはお金が かかりますので、私有林を相続する方が相続をしない、誰も管理しない、そ して、それが二代、三代になっていくと誰のものだか分からなくなってしま うということであります。例えば、君津に九十九谷の森がありますが、そこ には雑木林を利用して炭を焼いて、生計を立てていた人達がいたのですが、 今は炭をあまり使いませんから、そういう方もいらっしゃらなくなりました。 そういうふうに時代と、経済的なニーズが変わったりしています。今、九十 九谷には、素晴らしい景色を求めて誰が来てくれるかというと、アクアライ ンを通じて横浜や川崎市とか東京の方とか、こういう都会に住んでいる人た ちが来てくれるわけです。ですから、そういう中で観光や都会で何も緑のな い人たちがそこで楽しめるように、環境を維持すること、良くすることは当 然ですが、そういうことで活用していくということが大事ではないかなとい うことです。また、私は、シカがたくさん増えるとヒルやダニが大量に発生 して、ハイキングコースを歩けないじゃないかということを言っているので すが、そういうようなことで、総論的に書けばよく分かりますけれども、実 際にどうするかということをもっとやっていかないと、せっかくの素晴らし い千葉県の環境ですから、これを活かすにはどうすればいいのかという視点 を入れて、正にさっき言いましたけれど、川崎とか横浜の千葉県によく来ら れる方の意見をよく聞いて、そういうことを入れていければいいかと思いま す。

シカとかイノシシとかのハンターの方が高齢化して、今いないのですけれ

ども、AIとかIOTとか時代が変わっている時代に、なんで、もっとそういうものを利用して捕獲しようとしないのかということを常に言っているのですが、これもなかなかそれによって非常に成果が出たとかあまり話を聞いておりませんので、是非そういうものを利用して駆除していただきたいと思います。

合同部会長: 今のは御意見ということで。

飯沼委員: そうですね。そういう視点がちょっと足りないのではないかということです。

合同部会長: ありがとうございます。昨今では例えば文化庁なども今までの保全、保存 一辺倒の施策から、活用することによって、より保全に対して住民やあるい は来街者の方々の合意を得ていくというようなことがありますけれども、利 活用の部分、あるいは観光とか来街者の利用に関するもの、それから、二番 目は捕獲の観点かと思いますけれども、今の観点について事務局、今の段階 でお答えできることがあればよろしくお願いします。

事務局: 猟にIOTを使えるかというところでございますが、狩猟者の負担軽減のため動物が入ったか入っていないかが分かるセンサーが付いた箱わなもあると聞いています。ただし、法律上はしっかり見回りをする必要もあることから、成果やこれらの点も踏まえて検討する必要があるのかなと思っております。また、猟友会の方は高齢化している方が多いので、そういうものに対するとっつきにくさというのもあるかなと感じておりますので、どういうものが効果的なものか、動物、特に有害鳥獣駆除に良い方法なのか検討していきます。

合同部会長: 前半のほうに関しては、御意見ということでよろしいでしょうか。

事務局: 前半の部分の御意見につきましては、森林の保全や自然公園の整備などいろいろなところと協力していきながら、というような部分もあるのかと思いますので、持ち帰らせていただきまして関係部署と調整のうえ対応させていただきたいと思います。

梶 委員: 国の第5次環境基本計画を踏まえて、組み直して横断的に非常に素晴らしいと思います。ただ、その時に第5次環境基本計画の中の重要な骨子メッセージは何かというと、人口の急減ということです。これまでの社会経済とか

のいろいろな仕組みが成り立たたなくなるというようなことで、革新的な何 かを考えなくてはいけないのですが、それがあまり表れていないと思います。 私は、野生動物の管理とか保全が専門ですが、この中で基本的な鳥獣のこと とかは書かれているのですけれども、非常に大きな問題として、千葉県では モニタリングとかは非常に一生懸命なさっている先進的なところという認 識ではもちろんあるのですけれど、現状の法体系で国の計画と特定計画、環 境省所管の法律と市、町が行う鳥獣害被害の防止の特措法に基づく計画の関 連性がほとんどないのです。これは全国のどこでもそうなのですけれど、こ こでも調整とか後の方に書いてあるのですが、素案としてそういう計画の一 体性をどうするかというのが一つに大きなところだと思います。特に市町村 の方は専門的な方がいらっしゃらないので、多分業界に丸投げしているのが 現状だと思います。それをどうやって克服していくかというのが一つと、も う一つは、これは県の方で、防除技術は大分進んでいるのですが、それが正 しく使われていない。イノシシの被害防除関係者は、もう技術は完成してい ると言っているのです。柵の設置やメンテナンスといった技術が現場にいか ないのはなぜかというと、専門家がいないからです。特に基礎自治体の市や 町にはいません。最近ですと福島県では、市、町でも専門員を置く、福島県 庁では昨年度から猪苗代町が非常勤を常勤にしたという例がありますし、そ の効果を踏まえて昨年度から5名、1年分だけ人件費が付いた。島根県の中 山間センターですか、そこでは今、正に常勤の鳥獣対策員を公募している。 千葉県も昨年キョンでしたか、外来種の非常勤職員がようやく何回かの公募 で決まったというのがありますけれども、やはりそういう人達をどうやって 育てていくかということはもちろんあるのですが、ニーズはずっとあるわけ ですよね。そういうことを踏まえると、現場の基礎自治体を踏まえて専門員 をどうやって現場に配置していくかという仕組みも、持続的に管理とかその 保全をやっていく場合には非常に重要になっていくと思います。

合同部会長: ありがとうございました。県の計画ではございますが市町村の基礎自治体 への対応の問題。なかなか組み込みにくい課題だと思いますが、人材の確保 という意味では担い手だけではなくてそういう専門的な人材の確保が必要 だということで、どこかに入れ込めればというような御意見ということでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

事務局: 今、梶委員からいただきました御意見、地元自治体、基礎自治体の専門職 員の話でございます、御案内のとおり千葉県では今年度からイノシシ等の獣 害対策に関します専門職員を採用し、モデル地区というもの設定いたしまし て、まずはそちらで色々なことを試しまして、その結果を受けて、県内広く その効果というものを広めていこうという事業を正に今年度開始させてい ただいたところでございます。現在その職員が、県内いろいろなところで研 修を行い、まずは普及啓発から着手させていただいておりまして、実際これ から現場におきましていろいろと対策のほうを進めてまいる所存でござい ます。また、環境省、農林水産省の関係の整合性というところでございます が、県におきましても、地元の方で捕獲していることと県が行う県捕獲との 関係におきましては、地元の方ではやはりできるだけ被害が大きいところで 捕るだろう、ただ、県では生息域の拡大というものも阻止していかなければ いけない観点から、生息域、生息密度としては低いけれども今後そこから拡 大しないようにというところからという様に、棲み分けなどをしながら、被 害防止と生息域の拡大防止を、こちらを総合的に進めているところでござい まして、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

合同部会長: 梶委員よろしいでしょうか

梶 委員: 千葉県で、全県の個体数推計とかこれから地域に特化ということに進んでいくと思います。そう申し上げたのは、認定事業でやるのと領界があるものを棲み分けるというのはそのとおりであり、それはそれで重要なのですけども、そうではなくて、次の段階で、全県的に増加しているけれども、個別に見た時に減っているところもあるし増えているところもあるし問題が多いところもあるという時に、市町村が立てている計画というのは事業計画ですので、予算以内で何頭捕るか、たぶん前年の実績で組み立てられるので、捕獲強化しなければならないときにはバランスを取らなければならないが、その調整が、全国的にできているところがないというところの指摘で、県で作る計画と市・町で作る計画の一体性といいますか連携が重要で、いろいろな

生息情報なども市・町の担当者が情報をつかんでそれを基にして事業計画を 作ればいいのですけれど、それがなかなかできていないということを懸念し ているということです。

合同部会長: ありがとうございました。今のは、御意見ということで今後反映していく ことで賜りたいと思います。他に御意見ありますでしょうか。

小茂田委員: 有害鳥獣のお話なので、御確認させていただきたいことと、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

28 年度の捕獲頭数イノシシで約26,000頭弱ということでありますけれど、一体県内に推定で構わないのですが今何頭くらいのイノシシが生息しているかおわかりになれば。今後生態調査等で精査していくということであればそれでも結構ですけれども、とりあえず現状ではどうなのでしょうか。

合同部会長: なかなか難しいと思いますが、わかる限りの数字とかございましたらお願いします。

事務局: 生息推定、イノシシがどのくらいいるのかという話ですが、捕獲していくのに現状を知らないといけないということで、生息数を把握すべきだと認識しているところではあるのですけれども、なかなか正確な数を把握するのは非常に難しく、色々な統計法を使ってやっているところでございます。今回出た統計では、キョンとシカについては統計が出たのですが、イノシシについては現在出しているところでして、それがある程度正確なものという判断をしてから皆さんに公表したいと考えているところです。

小茂田委員: 現状は、把握はできていないということで、今後は推計も含めて把握していただけるということだと思うのですけれども、いろんな対策を講じていても、今、いったい何頭いて、年間どれだけ子どもが生まれ、どれだけ増えていくので、だからどれだけ駆除していったら個体数が減るのかというような、抜本的な話に全然ならないのですね、箱わなを作ったり、防護柵とかあったりして、環境の方と農林の方と8億円強の予算を毎年つけていると思いますが被害額が増加している状況。やはり抜本的な対策を、きれいごとではなくて、やっていかないとこれはどんどん拡大する一方だと私共思っております。JA グループでは今まで知事要請ということで色々な政策要求を県の予算や

施策に反映していただきたいと要請していますけれども、今年は一歩踏み込んでドラスティックな提案ではあるのですけれども、イノシシ被害については、個体数を削減するために、これはちょっと自然保護団体からはお叱りを受けると思いますが、薬剤を使ってみたりとか、本当に駆除していく、捕獲とかでなく駆除するというような強い心意気で国とかと連携しながらやっていかないとこの問題は解決に至らないだろう。10年後の姿で野生動物と共存している適正な姿は大変理想的だと思うが、イノシシは千葉県内に何頭生息しているのが適正なのかというところまで具体的に数値計画まで含めて作っていかないと、この先5年たち10年たった時に何をやるかという話になっちゃうといけないので、その辺十分踏まえながら計画づくり、具体的な対策を講じていただければと思います。

合同部会長: ありがとうございます。御意見ということでよろしいですか。

小茂田委員: そうですね。

梶 委員: 先ほどシカについては個体数の推定がついていると話がありましたけれど、イノシシは、1回に5,6頭生まれて数が変動するとなると、これまで定型的な調査手法というものがなかったですね。そこで環境省の推進費をいただいて、東大といくつかの研究機関で、イノシシに焦点をあてて、千葉県の御協力をいただいて千葉県と兵庫県の異なる環境でカメラ等痕跡を使って、そのあとは行政で集めて、モニタリングデータを使わせて貰って推定する準備をしている。初期段階ではある程度目途が立っているという話がありますので、あと1年半くらいでお示しできるのではないかと思っております。

合同部会長: モデルの県になっているということで具体的な数値が出てくるのではない かと思います。よろしくお願いいたします。他に御意見ございますか。

晝間委員: 鳥獣というかそちらの方のお話で色々な意見が出ていますので、方向が違いますが、私は自然の方を色々、ごみが減ったとかそういうところに目を向けることが多いのですけれど、自然公園とかそれから自然環境保全地域とか、県内全図を見ますと色々な所に点在していて、利用促進とかそういう整備をしていくようなこともありますけれども、全体的にみて割とあまり行き届いた整備がされていないような、ちょっと展示物が古かったりするようなビジ

ターセンターというところとか、そういうようなところを目にすることが多いのです。また、いろいろ県内を回って歩いていても、最近メガソーラーなどが自然の中にボーンと、かなりの広大な地域で開発されているところが、自然公園などと隣接しているというようなところもありまして、環境に優しい施設なども多いのですけれども、そういうものが相反する形で作られている、あるいはそういう工事が進んでいるようなところも目にすることがありますので、県内全体のそういうようなところに規制があるのかどうか分かりませんけれども教えていただきたいということと、資料をみまして自然豊かなところですので、県内のそういうようなところの PR というか、自然公園も含めまして、そういうようなところはもう少し盛り込むというか、実際の施策の中で具体的に取り組んでいただけたらいいかなと感想ですけれども思いました。

合同部会長: 前半は自然公園の維持管理というか、利用に供する施設も含めた整備の問題。後半はメガソーラー、隣接区域ということで、自然公園とバッファーになるようなところにも既にメガソーラーが来ているということで、一応感想ということですが。

桝 潟 委員: 今回の基本計画を拝見して、目標を千葉県らしく、恵み豊かな持続可能な 社会ということをうたい、第3章では、そうした認識の下に、具体的に施策 を作るという非常に千葉県らしい取組だと思います。ですが、私が、関心が あるような循環型社会とか、施策2とか施策3に係る部分なんかを拝見しま すと、冒頭では一体性があるようにと考えておられるようですが、それが市 町村、具体的には地域とどう関わっていくかというようなところが全然見え ない形で提案されているのです。全体的にそういう感想をもっていまして、 県レベルの目標や観点、認識をふまえた一貫性のある具体的な施策の記述が あってもいいような感じがします。第3章の記述においても、抽象的でそつ なく記述しているのですが、例えば2番の環境と調和のとれた持続可能で魅 力ある地域づくりというようなことを1ページ弱で書いてあるのですが、そ こに池邉委員が意見を言われたように、千葉県下で私が最近感動したのはい すみ市の取組です。生物多様性の取組の中で環境調和的なコメ作りを導入し

て、地域経済の活性化にも役立っているという話を聞いて、やっぱり千葉県 らしいし、千葉のような自然が非常に恵まれている地域としての地域づくり としても興味があったし、コメ作りが生物多様性と結びついている、という 具体例があるのです。そういう意味で言いますと、やっぱり第3章の記述に もある程度具体例を念頭に入れたような書きようがないと実際に市町村レ ベルでどうやって、この計画を具体的な施策に落としていくかという時のヒ ントになっていかない。せっかく目標、施策という観点を打ち出しているの ですから、そういう意味でちょっと記述を工夫したほうがいいのではないか という感じを持ちました。もう一方、素人考えですが、例えば鳥獣で被害が 増えているということがあるのですが、これはやっぱり現状を知ることもそ うなのですが、どうして、近年、千葉県では鳥獣被害が増えているのか、人 間の開発が進んでいて鳥獣が生きる場所が減っているのか、地域によって違 いがあると思うのですが、鳥獣が繁殖する環境があるのかというところをは っきりさせたうえで、その辺を踏まえ、地域特性を踏まえて施策を作るとい う発想が、環境問題の場合にはすごく重要だと思うので、そこを意識されて 施策と結びつけていかれるといいと思うのですね。目標とどういうふうに関 係しているか、その辺を意識されると千葉県らしい環境計画になるような感 じがいたします。意見です。

合同部会長: 環境基本計画だけの問題ではなく県で策定するようなものについては、なかなか個別具体の地域名ですとかをそういうものを記述するというのはなかなか難しい現状だとは思いますが、あとは章立てとか酒井委員がおっしゃった章立ての関連性ということだと思います。先ほどの御意見も踏まえて何かありましたら、事務局の方お願いいたします

事務局: 基本計画について、具体性であるとか地域性をもうちょっと持たせた方がいいという御意見につきまして、この計画の位置付けとしまして、上位計画として個別計画に方向性を示して、総合化体系化するという位置付けがありまして、その中で個々具体的地域について載せづらいところはありますので、個別計画の中で地域性であるとか具体例を載せられるかどうか検討してまいります。

表現が抽象的で、具体性がよく分からない、というのは御指摘のとおりです。この計画は環境に関わる全ての政策を網羅した基本計画であり、どうしても一つ一つのことを具体的に分かるように書き込んでいくと膨大な量になってしまうことは御理解いただきたい。10年の長期計画ですので、今やっていることを書き込んでいくと頻繁に改訂しなくてはいけなくなるので、計画の作り方としては望ましくない。しかしあまりにも抽象すぎる、具体性が見えないという御指摘はごもっとも。分野別の個別計画と関連性をどう見せるかとか、この計画の中で市町村、各地域の中での政策の状況を地図的なもので県内状況を見せる工夫をしてみるとか、地域の動きを見せていくのであれば、コラム的のもので少し具体的なものを御紹介するであるとか、あまり分量を多くするとバランスが崩れますので、そういう工夫もありうるので、その辺は少し検討させていただければと思います。

合同部会長: ありがとうございます。地図というか、多分地域によってかなり温度差と いいますか違うと思いますので、地図というかコラムということで工夫して いただけることだと思います。

事務局: 引き続きまして、メガソーラーの件でございます。太陽光発電の事業につきまして、再生可能エネルギーということで、国でも県でも地球温暖化の対応という側面も含めて、推進を図っているところでございます。基本的には、国が事業認定をして、一定の価格交渉をするというかたちで事業を全国的に推進している。その事業の中には、いわゆるメガソーラーという1メガ以上、ものによっては50メガ、100メガというかなり巨大なソーラー事業があります。自然環境、森林を大量に伐採してのソーラー施設、太陽光発電施設を作るというケースが千葉県のみならず全国的な現象として起こっております。県で言いますと、森の伐採は森林法の規定に係るので森林法に準じて審査していて、一定の規制はかかっている。それから国の方もガイドラインを作っておりまして、しっかりと地元と相談調整をした上で、事業を進めるように指導はしているところですが、私有林で自然公園ですとかそういった開発の厳しい規制がかかっていない場所については、正直申し上げて要件を満たせば開発を止める方法を行政側が持ち得ていないのが今現状。土砂崩れ

といった災害が発生するという懸念がありますから、地元の市町村地元の 方々と調整して作っていくように指導しているところですけれど、現時点で、 自然を、森林を伐採して、ソーラーパネルを設置するという行為自体を止め るのは制度上難しいというのが現状です。

合同部会長: ありがとうございます。私も確か5年くらい前だと思いますが、県内で4 Oha の計画が2か所出た件を記憶しておりますけれども、千葉県の場合は、立地しやすいということで、狙われやすいというと変ですけど、そういう部分がございますので、再生可能エネルギーというどちらかというと環境に優しいということでいってしまうのですが、メガソーラーも、それから今回倒れた事故が起きた風力発電も災害との問題というのは非常にまだ誰もそういう状況にあったことがないというか、今回60メートルの風力が倒れたのが初めてだと思いますけれども、その点についても少し今後御検討いただければと思います。

酒井委員: 一つコメントを出した後に気が付いたのですが、文化という文脈が出てこない。文化ということが多分一回も出てこないと思うのですけれども、漁村も含めた中山間地の美しい景観、環境、伝統的な一次産業によるものですけれど、それは文化と一体となっているもので、地域社会の持続性を考えるうえで文化は絶対入れなければいけないと思いました。

それから、少し個別的なところになるのですけれども、農業に関して、例えば35ページの農地農村の保全と活用の中に、2番目に環境に優しい農業、千葉エコ農業、エコファーマーと具体的な制度が書いてあります。さっき具体的な事をどこまで書くかという話がありましたが、上位計画の中に書かれると逆に非常に重くなるわけでして、それに対してページをめくって漁村に対してはそれに相当するものがないことが、気になったり、千葉は豊かな海岸線に囲まれていて小さな美しい漁村がたくさんあると思うのですけれど、おそらく人口が減って厳しい状況にあるのではないかなと。海女漁とかもやっています、非常に全国的に珍しい。今言ったような、正に伝統的な一次産業、文化的な一次産業という典型的なものではないかと思うのですけれども、どこまで具体的に書くかは御判断いただくとして、文化、あるいは漁村の扱

いはどうなのかなと思ったのです。あと例えば畜産業とかもあるはずなので、そういうのはどうなのかなと。農村のところをどうこうしようという話ではないのですが、総合的に一次産業の扱い。そうは言っても、これは環境基本計画であって、地域総合戦略とかではないので、あくまでも産業の振興が環境の保全にどう繋がっていきますという説明の基にそういう振興策みたいなものを、書かせてもらうようにしようかと思っていて、確認事項の3ページの意見4を作文してみました。環境保全という文脈の中で中山間地の地域振興を一体的にやっていく、SDGs的発想であるかと思うので、こういう文脈での書きぶりというのがあったらと、思っています。ここに文化という言葉を一言も入れるのを忘れたので今、言いました。

合同部会長: 一次産業の中でも農業、林業、漁業、畜産業その他が、全てが揃って、古来より営まれてきたというのは、まさに千葉県ならではの文化だと思いますので、どこかにいわゆるサイエンスティフィックなものだけでなくて地域の文化という言葉を入れていただければという御意見だった思います。

桝潟委員: 農業や農村漁村の活性化ということを書いてあるのですが、ある意味で施策の羅列ですね。環境にやさしい農業の中で千葉エコ農業とエコファーマーとあるのですが、千葉エコ農業はよく知りませんが、エコファーマーは制度自体、機能不全になっておそらく制度もなくなっていくと思います。エコファーマーは5年経つと更新するのですが、新しい技術を追加しないと更新するのが難しいのです。農薬も肥料も使わない有機農業から出発した人は、5年たったらもう付け足すものがないですので、エコファーマーとして更新できないという事態も起きていて、そもそもエコファーマーは見直そうとする経緯があるし、あるいは今度オリンピックで、環境に優しい農業としてはGAPを使うということになってエコファーマーはもう使わないという状況で、そういう意味で言うと具体例としてエコファーマーは実態にそぐわないし、環境に優しい農業というところに例示するのも不適切かなと、思います。そういう意味で言うと前の意見とも重複しますが、ここに書いている施策は個別的であって全体の文化的背景、主な施策の持っている、例えばメガソーラーが持っている背景など、個別的制度の背景をもうちょっと踏まえた上で、

具体例として、具体策として記述したほうがいい。生物多様性の意味も環境 に優しい農業とも関連しているし、もう少し全体の文脈を踏まえて、具体策 も記述した方がいいかなと。

合同部会長: 御意見としてエコファーマーの記述をどうするかも含めて検討していただ きたいと思います。

事 務 局 : 文化の視点については、御指摘のとおりだと思いますので、記載を検討したいと思います。正に御指摘のとおり、環境もある意味人々の産業や文化を含めて、営為とともにあるというのは現実でございます。特に千葉県の場合は、急傾斜地が少なく人と自然のかかわりが深いという意味では里海里山もそうだと思いますけれど、検討したいと思います。施策との連動の部分はなかなか難しいのがありまして、そこでいう文化というのは生活様式でして、いわゆる文化行政というところとの直接繋がりがあまり無いので、施策との連動の部分はどこまで書けるかちょっとやってみないと分かりませんが、考え方をきちんと整理して書き込んでいくことが大事で、そこは検討したいと思います。

酒井委員: アイデアとしてレジリエンスという言葉があります、それでつなげられる と思います。

合同部会長: ありがとうございました。

並木委員: 8項目ほど事前に提出したので、今日は発言しないようにしようと思ったのですが、気になること1点だけ。皆さん先ほどからいろいろな話がありますが、特に私は森林関係でございますので申し上げますが、パブリックとプライベートの調整、千葉の場合はそれがすごく大事だと思います。その調整を正面にとらえてやるという姿勢が見えないと、環境うんぬんというのは本当にバカバカしい話だととられかねない。先ほど文化という話が出たのですが、あと防災ですね。防災と文化が一番わかりやすいパブリックとプライベートの調整の大きな柱なのだと思います。先ほどからメガソーラーの話なども出ていますけれど、千葉の特に森林は全国から見てすごく特徴的で国とか公有地とか1割しかない。9割は私有地。全国でいうと半分近くが国有地か公有地でございますので、その中で自然公園なんかをどうするかという話で

すが、千葉の場合は私有です。相続の問題も先ほど出ましたけど、相続の時に価値がないのにばかばかしくて、持っていられないという人も出てくる。相続の対策でメガソーラーを泣く泣く入れざるを得ない人々もいっぱいいらっしゃいます。森林整備をまとめてやろうと働きかけをしている中、そういう形で泣く泣く手放したり、開発をされたり。それは今の制度がそうだからです。規制だけじゃなく、税金を払えと言われて、払えないならどうすると言われるからです。そんなこともあるのです。パブリックとプライベートの調整。都市の緑地の使い方、活用なんかを私も質問していますが、その辺も実は私有地をどう公開するのですかというのがベースにあるのです。単純に皆さんで利用してとか、触れ合ってとか軽くおっしゃいますけれど、私有地をどうされるのですか。そういうところも、この中にどう書き込むかというよりも、底流としてそこの調整をする覚悟があるっていうのを、どちらかというと打ち出していただければありがたいなと思います。以上意見です。

合同部会長: 御意見ということで、賜るということで。

事務局: 私見になりますが、御指摘いただいたこと、全くごもっともだと思います。 正に御指摘いただいたとおり、千葉県の場合は森林が圧倒的に多い、他県と は明らかに状況が異なります。急峻な高山がほとんどないというのも千葉県 の地形の特徴です。圧倒的に平均標高も最高地点も他県と比べると圧倒的に 低い。おっしゃっていたパブリックとプライベートの調整まったく御指摘の とおりですが、これは実は環境や森林だけの話ではなくて、そもそも土地を どういうふうに、私有地制度をどういうふうに設定して、特に戦後、運用し てきたか。結果として、戦後の日本においては土地に関する私有権の力が強 すぎて、公的調整が非常に困難な中で、政策を継続してきたという歴史があ って、今それではもう社会が持たないだろう、端的に空地問題、都市の中に も同じ問題はある。正直申しまして覚悟はあるかと問われても環境部局だけ で受け止めるのはなかなか難しいのですが、社会全体の公的セクターが全て 問われている問題として受け止めていかざるを得ない問題だと理解してお ります。

合同部会長: 9割が私有地というだけではなく、今お話がありましたように、土地利用

基本計画でも地域の問題が点在しているのは、多分千葉県だけの問題だと思いますので、その辺りも含めて、土地利用規制に関連していると思います。 そろそろ時間が来ていますので、今まで御意見を賜っていない委員の方々いかがでしょうか。

羽山委員: 1点だけ、千葉の今後10年間の計画ということなので、一つ気になった 点だけお話しします。健康に関することが基本の基本的な考え方の中にうた われて、健康と環境の関係ですね。ただ、この中に感染症の問題が含まれて いないっていうのが気になりました。ワンヘルスという考え方で、環境と人 の健康、野生生物の健康、家畜の健康、これが一体化されてなければ、人の 健康を守れない、これは野生鳥獣の管理にも密接する話ですし、外来生物対 策、特にアライグマの狂犬病対策、こういったものが一体的に監視され、そ して対策に反映されるような、そういう視点が抜けている。感染爆発という のは、災害の特に環境災害のひとつですので、災害対策という点でも位置づ けが必要じゃないかなと。そういう意味で環境問題として捉えた方がいいと いうのだけ追加させていただきます。

合同部会長: 非常に大事な視点ですし、これからの発生の可能性が非常に高い部分だと 思いますし、是非とも今のところは入れていただくようにお願いします。他 の委員の皆様方言い残したことございませんでしょうか。

酒井委員: 多くの議論に共通しているのは、結局実行性をどういうふうに担保していくかということではないかと思うのです。ここでやり取りしてちゃんと聞けば納得できることでも、聞かなければ分からないという状況が行政書物としては不安でして、それを深めるのに重要な視点というのは、具体的に書いてあることが、前回の環境基本計画をそのまま引き継いでいる部分と、それをリバイスした部分、新たに付け加えた部分があるわけですね。前回まで、第何回までこういうことをやって、どこまで達成できているので、今回は新たにこういうことをするということが文章にしてあると分かりやすいかなと思うのです。それからもう一つ、具体的に実効性をあげていくのには市町村との自治体協働というのが非常に重要。いろんな文脈で出てきていて、ところどころには確かに書いてあるのだけれども、もう少し目立つような書き方

にして、市町村の環境基本計画を策定しているのは全国的に少ないので、千葉県も多分そうじゃないかと思うのですけれども、是非市町村にも作ってもらって、それを作るときに県の方たちが事務局で入って一緒に作るようなイメージ。その中で例えばさっきの獣害管理の話とかも書き込むようなことにしていったら、いろいろなことが総合的に前に進むのではないかと思う。是非そういう方向を検討されればと思います。

合同部会長: ありがとうございました

桑原委員: 特に文章の問題ではないのですが、言葉の環境問題とか、一般の方々は自 分とは関係がないと思っている場合が多くて、具体的なこういうことをこう すると、またまた良くなるという話をすると結構納得してくれているかと思 います。生物多様性センターの方でやっているようなモニタリングの事業で すね、そういうのは、かなりの一般の方々が参加されていて、増えている割 には職員の数とかもそれほど増えてないではないかと思うのですが、モニタ リングとかができる体制を維持していけるようだとありがたいかなと思い ます。NPOとか、いろいろな方が、自然保護とか観察会とかされているので すけれども、高齢化とかが多くて、その後、会が維持できないとかいうこと があって、そういうところから、色々データとかいただいたりとか、調査の 記録をいただいたりしているという場合も多いのではないかなと思います が、そういうことに対するサポートみたいなことも続けていける形が重要な のかなと思います。ちょっとしたことを知っていただくということだけでも、 環境教育とかに結びつくかと思いますので、議論とか文章だけではなく、具 体的なこういうことやっているというのは、この本だけではなくてオプショ ンみたいな形で、冊子でもホームページでもアップしていく活動が維持でき るのではないかと思います。

合同部会長: 一般の県民一人一人の方々にどう語り掛けていくか。また NPO ですとか活動のモチベーションをあげていく。そのような部分の仕組み取組についてのご指摘。そういうものがあるとすると企業のSDGsなども、そういう部分の効果があってこそ自分たちのやれるという部分に結びついていけると思いますので、是非ともそのあたりに向けての記述の追加をお願いしたいと思

います。

梶 委員: パブリックとプライベートの問題と、千葉県の森林がほとんど民有林だという話を聞いて。これから管理放棄の耕作地の問題と、管理不能な森林の問題と、空き家の問題ですね。これが一番大きな問題で、野生動物に影響を与えるのは人間の土地利用の形態ですよね。そこをどうするか、しかもプライベートの森林だとすると、相当、法的な問題もちろんあると思うのですけれど、考え方を整理しておかないと、陣地がどうなっているのか。人間が追われていく時代が一番大きな問題だと思うのです。そこに対する備えといいますか、制度も含めて大きな課題になるかと思います。

合同部会長: ありがとうございました。今の視点は災害とも非常に密接に結び付くかと 思いますので、人口減少社会との関連性が足りないということは冒頭に委員 がおっしゃられましたけれども、千葉県でも地域によって非常に深刻な人口 減少のところがありますので、是非とも入れていただきたいと思います。時 間ぎりぎりになってしまいましたが、以上で皆さま御意見よろしゅうござい ますか。事務局の方から、後から気が付いたことなどがございましたら、9 月7日金曜日までメール等で承るということでいただいておりますので、皆 さま何かありましたら事務局あて提出いただけるようお願いいたします。本 日はたくさんの御意見賜わりました。相当重要なポイントがあったかと思い ますので、委員の皆さまからいただいた意見も踏まえて計画案の策定の作業 を進めていただきたいと思います。

これで本日予定されました議題は全て終了となりますが、よろしいでしょうか。事務局から他に何か。

事務局: 特にございません。

合同部会長: 以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。進 行のほうを司会に戻したいと思います。

4. 閉 会

司 会: 長時間の御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、千葉県環境

審議会自然環境・鳥獣合同部会の方を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れ様でした。